

○厚生労働省告示第十一号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）第四条第六項第一号の規定に基づき、医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品（平成十六年厚生労働省告示第八十五号）の一部を次の表のように改正する。

平成三十年一月十九日

厚生労働大臣 加藤 勝信

改正後	改正前
<p>一〇六 (略)</p> <p>七 アテゾリスマブ及びその製剤</p> <p>八〇二十四 (略)</p> <p>二十五 イノツズマブ オゾガマイシン及びその製剤</p> <p>二六〇七十三 (略)</p> <p>七十四 四―〔三〕―〔四〕―(シクロプロピルカルボニル)ピペラジ ン―「イール」カルボニル―四―フルオロフェニル)メチル」フタ ラジン―「(ニH)―オン(別名オラパリブ)及びその製剤</p> <p>七五〇百八十五 (略)</p>	<p>一〇六 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>七〇二十三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>二四〇七十一 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>七二〇百八十二 (略)</p>

(傍線部分は改正部分)